

夜明け前の御嶽山

——御嶽神社と明治維新——

中山 郁

一、はじめに

島崎藤村は『夜明け前』において、神仏分離後の御嶽神社（王滝口）の様子について次のように描写している。

里宮の内部に行はれた革新は一層半蔵を驚かす。この社殿を今見る形に改めた造営者であり木曾福島の名君としても知られた山村蘇門の寄進にかゝる記念の額でも、例の二つの天狗の面でも、殊に口は耳まで裂け延びた鼻は獣のそののやうで、金胎両部の信仰のいかに神秘であるかを語つて見せてゐるやうなその天狗の女性の方の白粉をほどこした面でも、そこに残存するものは最早過去の形見だ。一切の殻が今はかなぐり捨てられた。護摩の儀式も廃されて、白膠木の皮の燃える香氣もしない。本殿の奥の厨子の中に長いこと光つた大日如来の仏像もない。神前の御簾のかげに置いて

あつた経机もない。高山をその中心にし、難行苦行をその修業地にして、あらゆる寒さ饑けさに耐へるための中世的な道場であつたやうなところも、全く面目を一新した。過去何百年の山王を誇つた御嶽大権現の山座は覆へされて、二柱の神の昔に帰つていつた。⁽¹⁾

かつて、主人公の青山半蔵が明治維新前にこの神社に参籠したとき、同社の境内には各地の講社から奉納された三宝荒神などの石仏が立ち並び、社殿の中には大日如来や天狗の面が置かれ護摩の香氣に満ち、参籠する信者たちは经文を唱えて祈念を凝らしていた。そうした神社の有様を見て半蔵は「これが神の住居か。」と驚きを隠せなかつたものであつたが⁽²⁾！。

勿論、藤村は当時の状況を直接観察していたわけではない。恐らくは昭和五年（一九三〇）に彼が御嶽神社を訪問した際に、滝亀松社司から聴いた当時の様子を基にして描

いたものであろう。この小説のなかで藤村は、御嶽神社の描写を通じて、神仏習合時代の終わりと、半蔵が望んでいたであろう神道の世の到来を象徴させているといえる。しかし、それでは御嶽神社は、維新とともに本当に「二柱の神の昔」に帰っていったのであろうか？

明治維新による変革が日本の山岳宗教に与えた影響は極めて大きく、かつ、深刻なものであった。なかでもとりわけ大きな変化として、神仏分離と修験道廃止令に伴う、修験道の衰退と近世的な一山体制の崩壊とともに、多くの霊山における「神道化」という動向を指摘することが出来る。慶応四年（一八六八）の神仏判然令を皮切りに明治新政府によって進められた神仏分離政策によって、全国各地の修験霊山は相次いで神社となり、その祭祀を司っていた清僧・妻帯修験の多くが修験から神職に転じた。また、各地の村落社会に定住して堂社の別当を勤め、庶民の呪術・宗教的な欲求に応えていた里修験や町の修験も、神職に転じるか、祈祷活動を止めるか、あるいは天台・真言などの宗派への帰入を余儀なくされた。修験道組織が受けた打撃は、まさしく壊滅的なものであったといつてよい。⁽³⁾

こうした霊山における神仏分離に関しては、これまでの山岳宗教研究において多くとり上げられ、優れた業績が積み上げられてきた反面、各霊山における神仏分離や廃仏の

動きを、全国一律的なものとして捉える傾向が見られる。このように、霊山を拠点としていた修験や神職などの山の宗教者を一方的な被害者として捉える、いわば「法難史観」ともいえる視点からの研究においては、明治維新による伝統の崩壊を強調するあまり、結果的に近代以降の山岳宗教や霊山の歴史が軽視され、その研究の低調さを招いたともいえる。しかし、近世から近代への霊山の移り変わりは、果たしてこのように神仏混淆・修験道的な色彩の払拭や一山体制の崩壊という視点からのみ語り得るのであろうか？

近世末期まで、諸国の霊山の多くは、清僧、妻帯の修験や神職、御師などの山に住まう宗教者によって維持運営されてきた一方、「講」という山の外部から訪れる宗教組織によって、その信仰が支えられていた。明治維新以降の各霊山における神仏分離と廃仏が必ずしもスムーズに達成されず、一山の構成員の思惑や講組織の動向によって左右されたことは、既に大峯山や出羽三山の事例から指摘されているところである。⁽⁴⁾それゆえに、もし近世末から近代にかけての霊山の変化を考察しようとするならば、単に神仏分離や廃仏毀釈の非を鳴らすのではなく、そうした社会と体制の変動の中で、宗教者や地域社会、そして講などの信仰組織が、どのような意思の元に、なにを守ろうとし、なに

を変えようとしていったのかについて問うべきではないであらうか。

以上の視座に立ち、本稿では近世末から明治維新时期にかけての本曾御嶽山をめぐる黒沢口、王滝口の両登山口を守る神社と村々の動向をたどりながら、幕末維新时期における山と神社を巡る信仰や政治的变化のなかで、彼らが何を求め、守ろうとしたのかについて若干の考察を試みたい。

二、覚明、普寛による御嶽山中興開闢と御嶽山里宮

覚明、普寛の両行者による本曾御嶽中興開闢以前の御嶽山は、御嶽山の信仰圏は本曾谷一円に留まるものであった。山の祭祀は山麓の黒沢村において御嶽大権現（安気大菩薩）を祭祀する武居神主家が管掌していた。また、山への登拝は例年六月十四日に限られ、これに際しては百日にわたる重潔斎と多額の費用が必要とされたことから、御嶽山への登山は、必ずしも大衆に門戸が開かれていたとはいえなかった。

山の祭祀に携わる社家としては、黒沢口の武居家のほか、王滝村の岩戸権現社家の滝家が存在していたが、武居家が諏訪大社の社家の流れを汲み、鎌倉末期より御嶽山の祭祀権を管掌し、戦国期には本曾氏の、さらに江戸時代に

入ると本曾氏の旧臣で尾張藩より代官として本曾の支配を委ねられた山村家の手厚い保護を受け、本曾総社としての格式を認められていたのに対して、王滝村の岩戸権現社家の滝家は、御嶽山の祭祀に関与することは出来ず、「御嶽」の神号を用いることもできなかった。

滝家は家祖の王太夫春重が文明十六年（一四八三）に王滝の松越丸山より現鎮座地に社殿を建立してより岩戸権現の神主として活動を開始したものの、慶長年間には神田を上知され、そのうえ屋敷地も年貢地にされるなど、為政者から受けた扱いは武居家に比べて軽かったといえよう。⁵⁾これに対して滝家では享保八年（一七三三）、十代目の重次が京都に上り吉田家に入門し、自身の神職としての立場の強化につとめた。そしてさらに御嶽に関する祭祀の関与の承認を求め、宝暦五年正月、御嶽の号を社名に入れる許しを本曾福島代官所に求めたものの、その願いは却下されている。⁶⁾

以上のように、覚明、普寛による開山以前の御嶽山麓には、黒沢村の武居家と王滝村の滝家という二つの社家が存在していた。しかし、本曾総社としての神社の地位と御嶽山の祭祀権は武居家が掌握し、王滝の滝家は社会的にも武居家の下風に立たされ、御嶽山への関与を求めつつも、その望みを達することができなかったのである。こうした状

況は、覚明行者と普寛行者による御嶽山中興開闢によつて、大きく変化していくのである。

まず、尾張の行者覚明は、百日の重潔齋を廃し、輕精進による御嶽登拝を進める運動を起こし、天明五年（二七八五）、黒沢口から御嶽山への登山を強行した。この覚明の運動は地元民の支持を受けたものの、翌六年に覚明が御嶽山の二の池付近で病没したことから頓挫してしまう。御嶽山における覚明の活動は短期であつたため、その信仰は組織的に継承されることはなかつた。しかし、彼の没後、木曾谷各地の村々から輕精進による登拝の希望が出されたことから、寛政四年（一七九二）、輕精進による御嶽登拝が認められた。これにより御嶽山は幅広い大衆の登山を受け入れる下地が作られたのである。

こうした輕精進による御嶽登拝解放の動きを察知したうえで、御嶽信仰を講によつて組織的に展開させようと図つたのが、江戸の本山派修験、本明院普寛（普寛行者）である。彼は江戸に出張していた王滝村の杣与左衛門より、御嶽山が輕精進による登拝が可能となつたという情報を得た上で、寛政四年から六年にかけて王滝口登山道を「開闢」し、さらに自身の信者を基盤に御嶽講（後の普寛講）を組織し、王滝口よりの登拝を強行し続けた。普寛の活動は当初から講中登山の舞台として山を開くことを目的として実

施されるとともに、地元に対して、例えば、

「昨夜権現様ヨリ神主宅ニテ神託ヲ申付候事別義ニ非ズ神主ニハ御嶽御師ト成候エバ福祐ト成ヨカルベシ山先達ハ不致トヨカロウガノトカク神ノ威ヲマシ申ニハ余国ヨリ行者タル人大勢ヒキ連レ登山致シ淨衣ニテ下山往来スレバヲノヅト神徳ノ威ヲマス也」

「是迄百ケ日精進ニテ登ルヘキ御山一夜ノ精進ニテ登ルヘキヨフニ致シ大群ノ人ヲ呼び郷中ヘ潤ヲ付ルノハ氏子共イカホトカセクトモ山家ナレバサシテ金錢ノ手ニ渡ル事モ不能依之大勢ノ人呼是ヲ散ス金錢ヲ集メサセ我子共スヘスヘ繁昌スヘキヨフ思召ナレトモ」⁽⁹⁾

というように、講中登山の導入により滝神主は御師として、氏子である王滝村民も登山者のもたらす利益によつて潤うということを経営における託宣を用いて標榜し、その協力を取り付けようとした。これに対して当初、滝家は隠居の左京が普寛一行を怪しむなど警戒感を抱いていたものの、次第に普寛講に協力し、登山道整備などに力を貸すようになった。一方で、村方も王滝口よりの登山を認めようとならない木曾福島の山村代官所や黒沢の武居家と普寛講の板ばさみになりながらも、講中登山が齎す利益を無視することは出来ず、次第に王滝口開山支持に傾き、王滝口の登山道の公認を求めて、黒沢側と争うようになっていった。

こうした状況を踏まえて滝家は寛政七年、改めて吉田家の仲裁の下に御嶽の社号を称しようとしたが、黒沢の武居家の認めるところとはならなかった。しかし、黒沢口と王滝口の争論は、登山者の増加による地元利益を重視した福島宿の役人が仲裁によって、「谷中の潤格別之御救にも相成」「黒沢王滝福島之外一統御救ニも相成」⁽¹⁰⁾「両村分登山致候得は両村之助成近辺之賑い旁々神慮にも可相叶哉」⁽¹¹⁾となることから、寛政十一年、王滝口からの登山が認められるようになるのである。このときに定められた「御嶽山登山定法」では、「御嶽山と有之候札守之儀、王滝ニおゐてハ堅差出申間敷事」とされるなど、王滝からの登山道を認める代わりに、王滝側は黒沢に山役錢を支払い、「御嶽山」と記した守札の発行はできず、さらに「絶頂之儀ハ勿論都而御山之儀、王滝分堅手指申間敷事」として、基本的に王滝側の御嶽山への権利を認めないものであった。⁽¹²⁾

以上のことから、近世後期における御嶽山においては、山村代官所を背景とした、木曾総社社家の武居家が山を支配する一方、その風下に立たされた王滝の岩戸権現社家の滝家が吉田家の配下に入りつつ御嶽山への関与を求めながら、武居家に阻まれていたといえる。そうした状況を変えたのは、覚明行者による軽精進での御嶽登拝の解放と、普寛行者による王滝口登山道開闢と御嶽講による組織的な

登山という、木曾谷の外からの宗教者による圧力であった。これに対して武居家は軽精進による登山を認めることによって、また滝家と王滝村は普寛による王滝口からの講中登山を支援することで、木曾谷外部からの運動を自身のコントロール下に置くことを試みながら、御嶽山に対する権利を確保しようとしたということが出来る。一方、覚明や普寛など、外部から御嶽山を信仰する勢力は、こうした地域社会と社家の動向を享け、地域社会への利潤の還元を見返りとしながら、自身の新たな信仰世界を山に齎そうとしたといえよう。こうした地元と外部からやってくる信仰者の関係は、以後の御嶽信仰のありかたを規定していくものとなっていくのである。

三、近世後期の御嶽山と里宮

とはいうものの、普寛による開闢登山は、それまでの御嶽信仰における神観念の信仰体系を取り入れながらも、そのうえに御座と呼ばれる巫儀の場で開示された新たな信仰対象を重ね合わせたうえで講中に提示したものであった。⁽¹³⁾そのため、御嶽講においては普寛による山の祭神である御嶽座王大権現を「天地開闢太元尊神国常立尊阿字所現怒怒身御嶽山座王大権現」⁽¹⁴⁾とする一方、普寛が開いた越後の八海山や武尊山の権現が山中に勧請されるとともに、古くか

ら山中に祭祀されていた王権現（大己貴命）や日権現（少彦名命）、大江権現や金剛童子などの神仏も講中の信仰体系に取り込まれ、新旧の神観念を混在させた、山頂を中心とするパンテオンが形成された。それらの世界観は講中が用いる掛軸や山中に建立される神仏像等の構造物によって象徴されるようになっていったのである。

しかし、当然のことではあるが、普寛の組織した御嶽講（普寛講）の行者や信者にとつては、御嶽信仰の世界観は普寛が開闢した王滝口登山道にこそ示されたものであり、その道のみが御嶽座王大権現に通じるものと考えられていた。⁽¹⁵⁾ こうした講中を受容し、それとの関係のなかで生活を支えようとする王滝村側が、当初の黒沢村との約定を違えて御嶽山と記した守札や笠などの登山用具を出し、さらには講中からの「御嶽座王大権現」に対する奉納品を受理するようになるのは当然のなりゆきであった。

以上のような王滝側による寛政十一年の掟に対する違反によつて、文政元年（一八一八）、ふたたび黒沢と王滝の間で争論が巻き起こされた。このときに普寛講の代表である金剛院順明と明岳院広山は王滝側にたち、寛政の約定が王滝側に不利であるとして黒沢口を批判したことから、講中の意向を無視できない黒沢側では、あらたに講中と右のような取り決めをおこなった。

御山賽銭

神主

金剛院 三ツ割之事

明岳院

一、御嶽山御神号之儀ハ貴院方ニ而ハ御嶽山座王権現と御取扱可有之事

一、貴院江御隨身之御講中、以来御登山之節ハ黒沢村江下向いたし候様御勸メ被成、此方ニテ御世話可致事、当黒沢分登候講中ハ上嶋村江下向致候様進可申事⁽¹⁶⁾

これは山の賽銭を黒沢口と金剛院、明岳院という普寛講の指導者で分けることを条件に、王滝里宮に対しては「御嶽山座王権現御嶽」号の使用は認めないが講中に限りこれを許し、そのかわりに普寛講は黒沢口に登山者を廻すように勧めるという妥協案である。つまり、黒沢の武居家は王滝口を支持する普寛講の意向を無視することが出来ないことから、講中と妥協を図ったものとする事ができよう。

これ以後も王滝口は、機会があるごとに黒沢に収める山役銭の未納や、「御嶽」の号を用いた神札や牛王を発行したこと、嘉永年間、慶応年間、明治初年とたびたび黒沢口との争論に発展していった。さらに王滝口は王滝関東の普寛講の勢力と、それがもたらす経済的利益を背景に、天保三年には現王滝頂上奥宮を建立して御嶽山への関与を

いよいよ深め、ついに慶応三年には「御嶽岩戸権現」として、念願の「御嶽」の社号を称することを黒沢側に認めさせるのである。⁽¹⁷⁾

一方、武居家においても、王滝口の繁栄に対抗するため、講中への働きかけを強め、文政十年と万延元年の二回にわたり江戸の本所回向院で御嶽権現の本地仏である大日如来の出開帳を行なった。⁽¹⁸⁾さらに神職の武居若狭は尾張藩江戸屋敷や名古屋表において祈禱を行い、藩内における御嶽信仰の拡大を図る一方で、天保十年には後に黒沢口を利用する関東における最大の講中となる巴講講祖の中里允修を黒沢口に導引している。⁽¹⁹⁾また、普寛最後の弟子とされ、文政三年に幕府の弾圧によって獄死した一心行者の後継者である盛心行者（後の本明院盛心）は不遇の中でも一心講の再興を目指して御嶽山登拝を行っていたが、そのとき黒沢の村役人層が彼を支援したことから、後に一心講は王滝から登山し、黒沢に下山するようになった。⁽²⁰⁾こうした村や武居若狭の努力によって、関東方面の講のなかでも、一心講や巴講などの大規模な講集団が黒沢口を利用するようになっていったのである。

さらに、関東の普寛講の影響下に宮丸講をはじめとする御嶽講中が尾張、三河に展開しはじめると、改めて黒沢口を拓いた覚明行者の業績が再認識され、彼を講祖と仰ぐい

わゆる覚明講が誕生するようになった。⁽²¹⁾幕末期にこうした覚明講の復興運動の中軸を荷ったのが福島宿の兎野嘉左衛門であった。彼は覚明講の復興や普寛講など関東講中との融和を図るとともに、御嶽講を弾圧から守りつつ、その組織化を計るため、御嶽山麓に護摩堂を設け、尾張藩祈願所とするとともに、各講をそこに所属させるために奔走した。その結果、嘉永二年には尾張藩の祈願所である東叡山寛永寺の自証院諶真を法務別当に迎えることとなった。この兎野護摩堂は嘉左衛門が取り締まり、先達に空明行者が就任し、金銭の実務を山村代官所管理の護摩方役所に管掌させ、尾張藩と山村家の強い保護のもとで、⁽²²⁾諸国の講中をその傘下におさめようとしていくのである。以上の嘉左衛門の動きに武居若狭も足並みをそろえ、左記の案内に示すように護摩の宣伝を行なっている。

右護摩料之儀官府に奉願御下ケリを取永々無退転智識験者を相頼護摩修行致し候事

一 右信仰ニ而式朱以上御寄附之御方ハ国郡所並御姓名御記し山麓黒沢村会所前並名古屋七ツ寺御境内出張会所之内へ御差出可被下候其節請取書差上御姓名等帳面ニ記御志札差上可申候事

一金壹分以上御寄附之御方ハ永帳ニ記置永々御志札差上可申候尤二ヶ年之内ニ御上志可被下候

但七ツ寺御境内会所毎月八ノ日出張

一 護摩定日毎年七月廿五日 廿六日 廿七日

廿八日 廿九日

一 別段護摩御志望之御方ハ護摩所並会所之内へ御申

込有之候ハ々即刻御志札差上可申候事

護摩堂之儀尾州びね島通り常楽院預りニ而締り取斗申

候事

一 今般護摩料御寄附之儀御頼申候儀ニ付而者御免状

無之者一切出し不申候間其御心得ニ而御寄附可被

下候事

嘉永元年申十二月

御嶽神社

武居若狭 印

締方 印⁽²³⁾

こうした護摩堂をめぐる嘉左衛門の動向は、彼が本来寛明系の行者であったこともあり、基本的に黒沢の武居家との密接な連携のもと、いわば黒沢口主導のもとで進められたものと考えられる。また、武居家にとっても、それまで普寛講などの関東の御嶽講を背景とした王滝口の勢力にじりじり押されていただけに、覚明講の復興は大きな福音であることから、護摩堂による御嶽講の組織化を通じて、講中の取り込みを図っていたといえよう。

さらに黒沢村は、嘉永二年に再び王滝と「御嶽」の社号に関する争論を再燃させているが、その和解に際しては、王滝側にも、王滝から登る講中に護摩講に加わることを呼びかけるように勧めている。

また、この頃関東の講中で大きな勢力を誇っていた一心講の指導者である本明院盛心は、一心講の復興運動中に尾張藩や東叡山の自証院謀真、恵澄と密接な関係を築いたことから護摩堂に加入し、嘉永五年には一心講の本明院と真乗院、普寛講の金剛院が謀真より勸戒状と配札権を付与されている。⁽²⁴⁾そして翌六年には一心講の本明院、真乗院、普寛講の金剛院、感応院の連名で、岩戸権現に恵澄筆の「甘露門」の額を奉納しているが、これはとかく対立があったと伝えられている普寛講と一心講が、護摩堂の存在によって横の連携をとっていたことを推測させるものであろう。⁽²⁵⁾

一方、王滝の滝家は黒沢口の要請に従い関東の講社へ護摩堂への加入を進めながらも、自身でも吉田式の神道護摩を講に対して焚いていたことが、神社所蔵の護摩祈祷の神札の版木や神鈴などの神具から伺えるのである。⁽²⁶⁾

以上述べてきたように、江戸後期から幕末にかけての黒沢、王滝の両里宮は、「御嶽」の社号に象徴される山の祭祀への関与と、講中とそれがもたらす経済的利益を巡って争論をくりかえしてきたのだが、それは普寛による王滝口

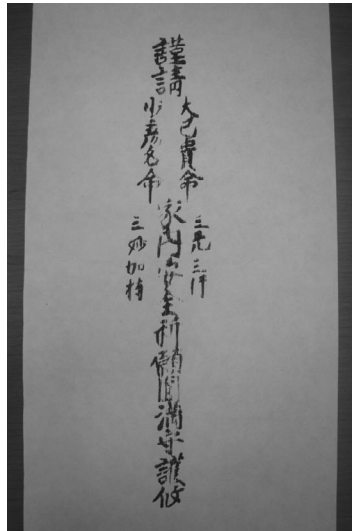


写真1 享保年間の神札

(写真は御嶽神社(王滝)所蔵の木版より複製したもの)

開闢と御嶽講の組織化以来、神社も村も経済的に講中に頼る比率が高くなっていったことを反映したものと見えよう。それでは、こうした状況は、神社の信仰に対してどのような影響を与えたのであろうか。ここでは、王滝口の御嶽神社が近世に発行した神札や牛王札などの事例から考えてみたい。

まず、王滝口における祭神観念については、古くは本地を十一面観音としていたと伝えられていたとされるが、⁽²⁷⁾とに近世においては座王権現と、御嶽頂上に鎮まる王権現(大己貴命)、日権現(少彦名命)が主要な信仰対象とされていたことが、享保年間に神社において作られた神札の版本から理解される(写真1)。⁽²⁸⁾これに対して王滝口を開いた普寛講においては、御嶽山座王大権現は修験という蔵王大権

現とは別個の神格である「天地開闢太元尊神国常立尊阿字所現忿怒身御嶽山座王大権現」であり、胎藏界大日如来と同体であり、摩利支天がその神格の一部を表すものとして、信仰されていた。そのうえ普寛が開山した越後の八海山(堤頭羅神王、国狭鉋命)、武尊山大権現(日本武尊命)、三笠山刀利天などの神格もあらたに山中に勧請され、講中の崇敬を受けていた。

こうした講中の信仰は、神社における古来からの祭神観念とは異なったものであったものの、滝家においては、江戸後期以降にそうした講中の神観念を反映した神札類を発行するようになっていった。例えば普寛による開山以前に神社から出されていた神札には、先に挙げた写真1のように、神社祭神である大己貴、少彦名の神名が記されていたものの、御嶽講の登拝が増加するにつれて、「太元尊神、大己貴命、少彦名命」というように、御嶽山座王大権現を示す国常立命が主神として書き加えられた神札が発行されるようになった(写真2)。⁽²⁹⁾そのほか、御嶽山座王大権現・八海山大頭羅神王、三笠山刀利天や、それを示す国常立尊、国狭鉋尊、豊斟淳尊の神名を記した神札も発行されていた。⁽³⁰⁾しかし、これらの神々は、基本的に岩戸権現社の伝統的な祭神ではなく、御嶽講側の崇拝対象であったことから、むしろ神社は講中のニーズにあわせて座王大権現、三笠山、

八海山の神札を発行したと考えられよう。さらに王滝の滝家では天保三年、講中の信仰に対応するために、日権現の地に奥宮を建立し、吉田家より国常立尊を勧請し、日権現の祭神である少彦名命と併せて祀っている⁽³¹⁾。

以上のような御嶽山中における祭神の変化は、天保九年に記された木曾巡行記に「御嶽座王大権現 国常立尊、八海山提頭羅神王 国狭槌尊、三笠山刀利天宮 豊斟淳尊」の御嶽三神のほか、頂上に「王権現 大貴己命、日ノ権現 少彦名命、武尊権現 日本武尊、意波羅三社大権現、阿留摩耶天狗、金剛童子 伊弉諾尊、大江権現 伊弉冉尊、本尊 大聖不動明王」として紹介されていることから、この時期にはほぼ確定されていたと考えることが出来る⁽³²⁾。つまり、王滝の御嶽岩戸権現においては、講中の信仰に対

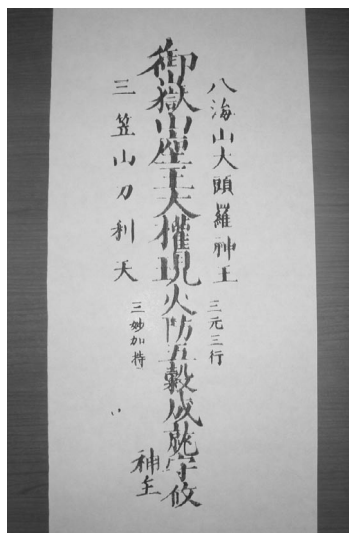


写真2 御嶽開山後に発行された神札
(写真は御嶽神社(王滝)所蔵の木版より複製したもの)

応するために、神社本来の祭神とは別に、御嶽講中の信仰対象である座王権現の社を設けたり、その信仰体系に沿った神札を配付することで、講中をひきつけ、その信仰に対応しようとしたといえる。

また、滝家においては開山以前から牛王宝印を出していたのであるが、御嶽信仰が活発になってからは、「御嶽山牛王宝印」と、「座王権現牛王宝印」の二種が発行されていたようである。現在同社に残されている版木をみると、両者は「御嶽山」と「座王」の神名以外の意匠はほぼ同様であるといつてよい⁽³³⁾。これについては嘉永二年の黒沢、王滝間の争論で問題視されたようで、次のような記録が残されている。

御嶽山守并浄衣金剛杖等之儀去寛政度御差留相成候処、近來御嶽山繁昌二付追々登山之者も信心二依而右札守其外共賦与致し候に付、今度嚴重に御差留被二仰付奉畏候得共、左二相成候而者自然と不繁昌にも可相成哉と歎敷御相談御願申候、並二頃日御嶽山牛王と申古き板行有之候付、夫々賦与致し全く心得違ひ候間、向後座生権現之板行二而配札可致候、(以下略)……且又護摩修行之儀者、御山繁栄之儀にも候間、先達行者並同行江も篤と相咄し精々取持仕、御山繁昌為可祈奉存候、為後日一札差出申処如件

嘉永二年酉六月⁽³⁴⁾

この争論において「並二頃日御嶽山牛王と申古き板行有之候付、夫々賦与致し全く心得違ひ候間、向後座生権現之板行二而配札可致候」とあるように、当初滝家は講中に對して「御嶽山牛王宝印」を出していたものの、黒沢側よりの故障によって、「座王権現牛王宝印」に変えたと考えられよう。一方、御嶽山宝印のほうは埼玉県本庄市の普寛堂にも同意匠の版木が残されているほか、王滝村に本明院⁽³⁵⁾（恐らく盛心か）が配布した神札とともに札箱の中に残されていた。関東の普寛講の指導者であった金剛院順明や寿光は、文政の争論以降も、普寛講が御嶽山の神号を用いることが出来たこと、さらに嘉永年間の護摩堂成立後、金剛院と本明院等の普寛講、一心講が配札権を持っていたことを考え合わせると、御嶽山宝印は御嶽講中の先達側で配られていたものと考えてよいであろう。結果として、黒沢口は御嶽の号を王滝口が用いるのを阻止できたわけであるが、一方で滝家は、牛王宝印の意匠を御嶽山の主神として講中から崇敬されている座王権現に切りかえることで、いわば実質をとったということができよう。さらに、こうした御嶽の号を用いることが出来ないというリスクを逆手にとり、講にアピールすることのできる座王権現の号を正面に出そうという戦略は、明治初年における社号改称の際にも用い

られていくのである。

ともあれ、近世末期における王滝口の信仰体系は、普寛による中興開闢以前の信仰体系と、御嶽講によって山中に持ち込まれた山の神々の体系とが混在する、二重の信仰体系よりなっていたと考えることが出来る。そして、王滝口岩戸権現本来の祭神である大己貴命、少彦名命は、御嶽三方（御嶽山座王権現、八海山大権現、三笠山大権現）など、講の信仰対象の背景に隠れていたということが出来る⁽³⁶⁾。

以上のように、天明から寛政年間にかけての覚明、普寛による軽精進による登山の運動と御嶽講による登山の盛行は、御嶽山の姿を変貌させるものであった。御嶽山は、それまでの木曾谷内に限られた地域的な霊山信仰の山から、関東や東海、西国など広域にまたがる信仰圏をもつ山として成長するとともに、信仰の主要な担い手も、黒沢や王滝の神職や村人、道者たちから、修験者を指導者としながらも、在俗の先達や信仰者などから成る講中へと変わるといふように、いわば質的な変換を遂げていったのである。こうした変化は山麓に存在する黒沢、王滝の両里宮のありかたにも大きな影響を及ぼした。その第一は、武居家の権威と御嶽山の祭祀権に對して、それまで劣位にあり山に關与することが認められなかった王滝口の滝家による挑戦を可能とし、滝家による王滝口の管理を既成事実化させてい

たことが挙げられる。そして第二に、講中登山の盛行によって伝統的な信仰と講中の信仰という、山内における信仰体系の二重化がひきおこされたこと。第三に、黒沢、王滝の両里宮や村々はもとより、福島宿をはじめとする木曾谷一円が経済的にも講中に依存する体制が形成されたことが挙げられよう。以上の変化によって、御嶽山は、覚明行者や本院院普寛による御嶽の「中興開山」と御嶽講の流入というインパクトによって、それ以前の宗教体制の劇的な変化が見られたといえるのだが、こうした変化は、黒沢口と王滝口の御嶽山に対する祭祀権の争いという伝統的な係争を一層刺激し、より熾烈に争われていったといえる。この、山を巡る綱引きは明治維新以後も継続されるのである。

四、御嶽山における神仏分離と御嶽神社

慶応四年、江戸を目指して東下する東征軍の足音とともに木曾の明治維新は始まった。維新にともなう山村家による木曾谷支配の終焉と尾張藩の廃止は、単に木曾の政治的な地図を変えたのみならず、御嶽信仰にとっては、政治的外護者としての尾州家ならびに山村家という背景の喪失を意味し、また、上野戦争による東叡山の焼亡は、これらの勢力を後ろ盾として嘉永以来築きあげつつあった、護摩堂を中心とした御嶽講の組織化の努力の頓挫をも意味してい

た。つまり、御嶽講は政治的、宗教的背景を失ったうえで、明治初期の宗教改革の世に投げ出されたのである。

慶応四年三月、明治新政府は神仏判然令を発し、それにより全国各地に神仏分離と、廃仏毀釈の混乱が引き起こされてゆくが、御嶽山におけるその実施は、戊辰戦争の騒乱が収まった明治二年に開始されている。先ず黒沢口の武居家においては、明治二年正月、木曾惣管所よりの指令に従い、黒沢里宮の御嶽座王権現と若宮の安気菩薩から仏像をとり除いた。⁽³⁷⁾さらに左記のような経緯により、社号を御嶽権現から御嶽神社と改称している。

明治二年己正月福島御総管所より御呼出ニ付罷出候処

御書付を以以来御嶽神社と御改号可仕旨被仰付候則御

書付之写入御覧候、左之通ニ御座候

御嶽権現改号之儀達之趣有之御嶽神社と神祇官江伺

済可得其意候

正月

右之通ニ御座候⁽³⁸⁾

以上の記録からは、黒沢の御嶽権現の場合、総管所からの指示によって社号を改号したことが伺える。これは、古来木曾の総社としての地位にあったことによるものであり、後述する王滝の里宮が自身で社号を申請しているのとは大きな違いであるといえよう。ともあれ、この指示に基づき

黒沢村では、

当村鎮守御嶽山里宮（舊社）両社元御嶽山大権現と申候処御

一新二付明巳年正月御嶽神社と

御改号被仰出候依而右之段御達奉申上候

明治三年午十月

黒澤村

庄屋

組頭 連（印）

として、明治四年正月を以って御嶽神社と改称したのである。

一方、慶応三年に念願の「御嶽」の社号を獲得したばかりの王滝口の御嶽岩戸大権現においても神仏分離を行うとともに、神社に参拝する各御嶽講中にその趣旨を伝えていく。例えば明治三年、御嶽岩戸神社の滝早見は、一心講の指導者であり、護摩堂よりの配札権を持っていた本院院（柴崎福永、のちの嘉角）に対し、次のような書簡を送っている。

今般從

天朝御復古ニ而以後神仏

混交不相成ル段御觸之

御筋兼而承知可有之

御嶽岩戸神社信心之

輩猶又心得違無之様最寄

講中一流之者江取締向

精々配意可取計候右畢

明治三

午八月

木曾王瀧村

神主

瀧早見 （印）

武州江原村

柴崎福永殿

以上の書簡において、滝早見は一心講の柴崎に対して、新政府による神仏混淆廃止の方針に従い、動揺する講中の取締りを依頼しているのである。さらに、講家ではこれまで登拝者に配付されていた座王権現の牛王宝印にかわり、「御嶽岩戸神社」（後には「御嶽神社」）の社号の周囲に「オノコロシマ」と記した神代

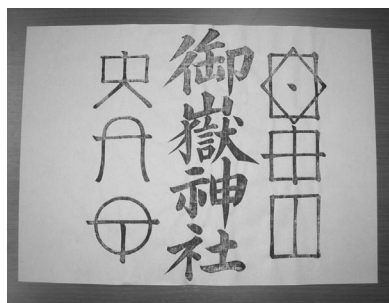


写真3 維新後に発行された神札

（写真は御嶽神社（王滝）所蔵の木版より複製したもの）

文字をあしらった、神道版の牛王宝印ともいえるものを発はつ行こうした（写真3）。

こうした神仏分離当時の王滝里宮の状況について島崎藤村は「こゝは最早両部神道の支配するところでもない。」としたうえで、

宗教改革の機運が動いた跡はこゝにも深いものがある。半蔵等が登つていく細道は石の大鳥居の前へ続いてゐるが、路傍に両部時代の遺物で全く神仏を混淆してしまつたやうな、いゝがわしい仏体銅像などのすでに打ち倒されてゐるのを見る。その辺の石碑や祠の多くは、あるものは嘉永、あるものは弘化、あるものは文久年代の諸国講社の名の掘り込まれてあるものだ。さすがに多くの門弟を引き連れて峻険を平げ、山道を開き、各国に信徒を募つたり、講中を組織したりしてこの山のために心血を捧げた普通、神山、一徳の行者等の石碑銅像には手も触れてない。そこに立つ両部時代の遺物の中には又、十二権現とか、不動尊とか、三面六臂を有し猪の上に踊る三宝荒神とかの僅かに破壊を免れたもの、あるのも眼につく。

というように描いた上で、「中世的な道場であつたやうなところも、全く面目を一新した。過去何百年の山王を誇つた御嶽大権現の山座は覆へされて、二柱の神の昔に帰つて

いつた。」としてゐる。⁽⁴²⁾

御嶽神社と山内における神仏分離は、修験一山においてしばしば見られた廃仏毀釈といった過激な行動は記録されていない。その理由としては、先ず、黒沢、王滝口ともに中・近世を通じて神職が山を支配し、ことに黒沢、王滝の両里宮は、近世以来吉田家の支配下にあつたことから、肅々と分離がなされたと考えられる。次に、両里宮ともに普寛による御嶽講組織化以来、極めて神仏混淆的な信仰を有する講中を基盤として存立してきた経緯があることから、講中に対して朝命の遵守を呼びかけることは出来ても、徹底的な神仏の分離や、講中からの奉納品である山中の仏像の除去などはできなかったものと考えられる。そうしたニュアンスが藤村による、開山行者たちの石碑銅像や十二権現、不動尊、三宝荒神等の仏像が残存されていたという描写にも表れていると言えるのではないだろうか。

むしろそうした神仏分離よりも、王滝口の里宮にとって最も重要であつたのは、尾張藩と山村代官の退場と神仏分離という政治的、社会的空白期において、近世を通じて神社が獲得してきた御嶽講の崇敬と、その信仰の基盤となる御嶽信仰のなかでの立場を守ることにあつたといえる。反面、黒沢口の武居家側にすれば、この時期にあらたに王滝が獲得した権利に掣肘を加え、自身の山に対する祭祀権を

明確にすることであつたと思われる。そうした状況を良く表したのが、神仏分離に伴う両神社祭神の変化と、明治三年の王滝里宮の社号改号をめぐる一連のトラブルであるといえよう。

黒沢、王滝の御嶽神社においては、神仏分離の布令に従い、旧来の本地仏を神社から取り片付け、祭神を大己貴命・少彦名命として届け出たが、これは近世末までの御嶽講が、崇敬していた座王大権現（国常立尊）、八海山堤頭羅神王（国狭槌尊）、三笠山刀利天宮（豊斟淳命）かならる御嶽三神の背景にかすんでいた、講中登山以前に山頂や日権現に祭祀されていた、本来の神社祭神が再度クローズアップされることを意味した。これらの二神は、のちに神道修成派や御嶽教などの教派神道教団の崇拜対象とされ、講中の信仰する国常立尊とともに、「御嶽三神」とされていくのである。その意味で言うならば、藤村が述べたように、王滝里宮は「二神の昔」に帰っていったということが出来よう。しかし、御嶽講、ことに普寛講や一心講など関東の講中の崇敬によつて成り立っていた王滝里宮にとつて、講中の崇敬対象である座王大権現の神名を御嶽山から除くことは考えられないことであつたようである。

王滝の御嶽岩戸権現は、明治二年に木曾総管所より出された指示に基づき、社名を「御嶽座王神社」と改称する

こととして、明治三年七月に出願した。しかし、恐らくは「座王」の二字は仏号に紛らわしいとの理由から却下されたのでろう。そこで、「御嶽岩戸神社」として改称を願ひ出たところ、「御嶽之二字相除候様再御申渡相成候二付」と、それも却下されてしまうというトラブルがおこつてしまふ。この経緯について『滝氏記録』は左記のように記している。

権現号ハ仏名ニ紛敷殊ニ朝廷よりの御布令之赴モ有之候間奉仕ノ御嶽座王権現ノ儀明治二年神社書上之節御嶽座王神社ト書上候ニ付右名称ニ向後公唱致度旨翌三年七月神社方御役所へ出願候処武居若狭彼是申出候得共同人之言上総テ不貫同年同月ヲ以御嶽岩戸神社ト改称可致旨御指令相成候即御指令ヲ始メ悉皆書類有之候
滝家十七代目右京誌ス

依 之本月ヨリ

御嶽岩戸神社ト改称候事⁽⁴³⁾

この文中に、「武居若狭彼是申出候」とあるように、黒沢の武居家から「御嶽」を社号に冠することに対して抗議がなされたことが明らかである。そこで、滝早見は名古屋表に赴き御嶽の二字は一旦許可になったものであるから認めて欲しいと嘆願した結果、三年七月をもつて、御嶽岩戸神社と改称することに落ち着いたのである。

以上の経緯を考えると、王滝里宮は幕末期の慶応三年に、前述の通りに黒沢里宮に年間金十両を納付することを条件に「御嶽」の社号を獲得していた。しかし、社号改称にあたって滝家では当初、御嶽のみならず座王の号も加え、「御嶽座王神社」と称することを考えていた。いわば滝家は、幕末に獲得した御嶽の社号に加えて、さらに講中による御嶽信仰の主神である御嶽座王大権現の神名を冠することとで、伝統的な黒沢の御嶽神社に対して、むしろ座王大権現を主神として崇敬する講中の信仰の中心たることを表明して対抗しようとしたものと考えられる。結局明治三年の段階ではこの社号は実現しなかったものの、明治十三年には再び「御嶽座王神社」への社号改称を出願しているうえ、現在神社に残された明治期の版木の中に、同社号を記したものが存在していることから、王滝口としてはこの社号にかなりこだわりがあったことが伺われる。

一方、黒沢の武居家にとつては、慶応二年に御嶽の社号を認めたものの、元々の御嶽山の祭祀と権利は黒沢側のものであったことから、王滝村と滝家の御嶽山への関与は到底受け入れ難いものであるうえ、ことに講中登山の盛行後は講中の取り合いを行うライバルともなってきた。そのため、明治維新の政治的空白期に改めて「御嶽」の社号を問題にしたといえる。かつて滝家が「御嶽」の社号を勝

ち得るために、ひとたびの敗北にもめげずたびたび争論を引き起こしたのと同じように、黒沢の武居家も、明治十三年には再度王滝側の社号に対する故障を申し立てている。さらに明治六年以降、黒沢口の社司として今井弘が就任すると、黒沢と王滝の対立は先鋭さを増し、ついに「山宮事件」が引き起こされるのである。その意味で言うならば、藤村は「過去何百年の山王を誇った御嶽大権現の山座は覆へられて、二柱の神の昔に帰っていった。」と描いたものの、明治維新後の御嶽山は、必ずしも二神の昔に帰ったわけではなく、ましてや御嶽座王大権現の神座も覆されることはなかったのである。

五、御嶽講の再編成と黒沢・王滝両御嶽神社の成立

明治維新による山村代官の廃止と尾張藩の終焉は、黒沢・王滝両里宮の関係を管理していた近世的な行政による決定事項を再考する機会をもたらした。これにより、両神社は神仏分離に関わる新しい社号改称に際して、再び「御嶽」の社号と、それが示す山への関与のありかたについての争いを再発させたのである。一方、こうした政治権力の交代と神仏分離政策は、徳川期に幾多の抑圧を乗り越えつつ、尾張藩と山村家、そして東叡山の権威のもとで各講を

ゆるやかに組織化しつつあった、兎野護摩堂の廃滅と、御嶽講の組織化の頓挫をもたらした。

まず、福島宿の兎野嘉左衛門の努力によって成立した護摩堂は、尾張藩の祈願所として位置づけられるとともに、その実務は山村家の家臣、小野伝左衛門を中心とする護摩方役所によって担われていた。そして宗教的には東叡山寛永寺の恵澄を後ろ盾として、尾張藩祈願所の自証院諶真を法務別当に頂き、空明行者を管理者として運営されていた。そのうえで関東における普寛講の指導者である金剛院（薄平寿光）や一心講の指導者で、尾張藩や自証院、恵澄の強い外護下にあった本明院（柴崎嘉角）や真乗院などの講指導者に勸戒状と配札権を付与することで、各講を取り締まっていた。⁽⁴⁶⁾しかし、徳川幕府の瓦解と上野戦争による東叡山の壊滅、さらに山村家と尾張藩の権力からの退場は、護摩堂の政治的・宗教的背景をも失わせるものであった。こうした状況の中で、護摩堂は旧藩の信仰の厚さと、御嶽信仰による木曽谷の経済的振興の重要さを上げたうえで、神祇復古の趣旨を守ることを条件として存続を嘆願した。⁽⁴⁷⁾

しかし、近世を通じて木曽の人々が御嶽信仰を保護する題目として申し立て続けてきた「木曽谷中助成筋之儀」も、藩の瓦解と神仏分離という政治的状況のなかでは通力を

失っていた。これによって兎野の護摩堂は廃止され、堂の管理者である空明行者も中村神平として還俗し、嘉永以来続いてきた兎野嘉左衛門による御嶽講組織化の運動は頓挫をきたしてしまふのである。

加えて、明治政府および地方官は、御嶽講も含めた民間信仰を非文明的な淫祀であり、医療を妨害する存在としてその活動に規制を加えた。各講の指導者にとって護摩堂の廃滅は、そこから認められていた配札権を失うことであるとともに、彼らの講組織の非合法化を意味していた。そして、明治五年に出された修驗道廃止令は、普寛講の金剛院や一心講の本明院、真乗院など、講中の指導者であった修験の活動を掣肘し、金剛院は還俗のうえ、自坊を神社として神職となった。一方、本明院は還俗して柴崎福永（嘉角）と名乗り、明治三年三月、武蔵の水川神社の東角井家より神拝次第の伝授を受けている。⁽⁴⁸⁾さらに柴崎家では、後述するように明治七年頃から御嶽講社の結集を図る一方、同年七月には水川神社所属の禊事教会を創設しているが、こうした動きから、一心講が明治初期には、県内の有力大社である水川神社の傘下に属して活動をおこなっていたことが伺われる。このように講の活動が意に任せない状況は、明治六年、教部省が『教会大意』を公表することによって大きく変化していく。この、民間の講社等を積極的に組織

化していくことを通じて国民教化の末端を担わせるという方針によって、多数の神社はもとより、国学者によって次々と教会が設立されていくことになる。そうしたなかで、自教会の勢力を拡大させるためにも、御嶽講を積極的に組織化していく動きが見られた。その代表的な存在として新田邦光の神道修成派と芳村正秉の神習教が上げられる。とくに新田は関東や中部地方各地への巡教を通じて、巴講や一山講など関東の有力講社を参加に収め、また、芳村も明治十三年には東京日比谷に御嶽神社の祭神を勧請し、講社の結集を図っていくのである⁵⁰。

一方、木曾においても、御嶽講社結集の動きが見られ始める。まず、黒沢口では明治六年、『教会大意』公表後、先達の湯本竜山をはじめとする講中より、左記のような願いが出されている。

今般為御山繁栄国家安穩之常陸講百名組立候ニ付聊御初穂料武居氏江相納候追々加入之族可有之候間宜敷御添心之程希候也

先達

湯本竜山

講元世話人

飛田新三良

以下人名九名略

明治六年

第九月

児野嘉左エ門様

文七様⁵¹

湯本らが願出したのは、旧児野護摩堂成立の立役者であり、覚明講の重鎮であつた児野嘉左衛門と文七であり、主に黒沢里宮のもとで講をとりまとめようとしていたことが伺われる。黒沢口においては護摩堂の瓦解後、黒沢里宮を中心として覚明講系の組織化の動きが始まったことが伺われる。こうした動きをもとに、明治七年、黒沢御嶽神社の祠官、今井弘は左記のように、黒沢里宮を中心とした御嶽講社結成を願出している。

神社信仰之者共従前同行或ハ講中ト唱ヘ国々ニ多数有之候処、規則等モ区々ニテ不都合ノ儀モ有之候間、自今都テ教会大意之御趣意ニ随ヒ信心之輩ノミ固結致シ、御嶽講社ト号シ仕来ノ流弊一洗仕度、何卒御嶽講社御免許被成下度奉願上候也

御嶽神社祠官

権少講義

今井弘 印

明治七年一月

教部省

右記の願出は明治七年四月二十九日に聞き届けられると
 今井は早速講社組織に着手し、明治六年、講社の規定集で
 ある『御嶽講社規約』を作成している。⁽⁵³⁾この中で今井は御
 嶽講社について、中座や焚き上げ（護摩）など、両部習合
 色を廃した神道的な講の結成を構想している。さらに、明
 治八年、講中が用いるべき神道式の勤行に用立てるため、
 『御嶽山神拝詞記 全』を刊行している。⁽⁵⁴⁾今井は後に述べ
 るように「山宮事件」によって失脚するが、彼が結成した
 講社はその後も継続され、明治十一年には木曾御嶽本社教
 会、明治十五年には木曾御嶽講社本教会と改称し、大教長に
 西筑摩郡書記であった樋口愛之助を迎えて活動を継続して
 る。また、今井自身も後々までこの教会に関与したほか、
 彼の後に黒沢里宮の祠官を勤めた向井容所や、武居家の当
 主である武居重知が副教長に迎え入れられている。⁽⁵⁵⁾さらに
 明治二十五年にこの教会は後に神道本局に所属しながらも、
 御嶽教組織の際に協力をするなどして大正期まで活動を継
 続したとされている。以上の動向は、基本的には、兎野嘉
 左衛門をはじめとする旧護摩堂関係者や、さらには黒沢口
 と密接な関係を有する覚明講や木曾谷の御嶽講社など、黒
 沢口にゆかりをもつ人々や講による主体的な講社結集の動
 きであったということが出来よう。

これに対して、王滝側でも同時期より講社結集の動きが
 開始されたことが、明治七年七月に筑摩県令に対して今井
 が提出した文章からうかがうことが出来る。

東京第二号小教院ハ冠傍ニ官許印ヲ押木曾御嶽講ト相
 誌シ候書面ヲ渡シ、門戸ニハ官許御嶽講ト焼印セシ札
 ヲ其社中各門戸ニ掲表セシメ、御禁制之寄加持・狐
 下ヶ等も官許ノ旨ヲ以テ横行セシメ、其徒諸州徘徊シ
 貪財之策ヲ廻ラシ候趣、其教長ハ大講義本田豊鉏二候、
 其附属之頭取ハ東京大伝馬塩町金岡泰堅、浅草元八幡
 境内酒井行督、神田鍛冶町福井滝造、武州秩夫（父）
 郡上薄村金剛院（去ル明治六年御嶽山麓王滝村ニテ配札致
 シ居候者ニ候）同国幡羅郡間々田村青木庫二郎（元真乘
 院ト云王滝村松原彦右衛門宅ニ於テ一昨年マデ年々配札致シ
 居候者ニ有之候）同国同郡江原村柴崎仙左衛門等ニテ
 候、又其附属之徒御県下所々徘徊シ頻リニ結社之儀相
 唱候内、何歟不体裁之事有之脱走致シ候吉岡玉樹輩之
 如キ者共ヲ諸州へ派出セシメ候ハ、此者トモ之所業之
 容（様）子ニ御座候、右等之徒及其附属之輩陽ニ登山
 ヲ唱ヘ陰ニ奸曲ヲ巧ミ来リ候も難図候間、若来リ候ハ
 バ差留置御届可申上哉此段御伺申上候也

御嶽神社祠官

兼少講義

明治七年七月二日

筑摩県権令 永山盛輝殿⁽⁵⁶⁾

今井弘 印

一見して訴状と分かるこの文章からは、児野護摩堂の先達として児野嘉左衛門とともに御嶽講の取り締まりを行なっていた中村神平（空明行者）のほか、酒井行督、福井滝造、金剛院、青木庫二郎、柴崎仙左衛門等の者が講社結集を図っていたことが伺える。これらの人々のうち、福井滝造は江戸の普寛講中の主流である高砂講講元であり、金剛院は普寛講の指導者であった薄平寿光、柴崎仙左衛門は一心講の指導者の柴崎嘉角、青木庫二郎は同じく一心講のなかでも智寛行者の流れを組む御嶽行者であり、福井の外は明治維新まで護摩堂から勸戒状を受け、傘下講中の支配と配札を委ねられていた人々である。つまり、王滝側においては、王滝口を信仰する普寛講、一心講などの関東講社を中心として講社結集が始められたといえ、その中心を担ったのは、近世に配札権を握っていた金剛院や本明院などの修験系の御嶽先達層であったのである。

この運動はのちに普寛講の行者であり浅草の太々講先達である下山応助の御嶽教立教運動に合流していく。下山の運動は、彼が普寛講の流れを汲むとされていることから普寛講を基盤に開始され、明治十三年に平山省斎の大成教会と合同して御嶽総教会が創立されると、柴崎嘉角の一心講

もそれに合流し、明治十五年に平山が管長を兼任したうえで一派特立を達成した。その際、江戸高砂講の渡辺熊太郎や柴崎は教団創立委員を努めていたことから、御嶽教の立教とは、明治六年以降に普寛講や一心講など関東の有力講社によって開始された、王滝口を中心とする講社結集の結実したものであったと考えることができよう。もちろん、下山は黒沢側で結成された児野嘉左衛門を中軸として結成された講集団に協力を求めているし、黒沢側もそれに応じている。⁽⁵⁸⁾しかし、御嶽教の立教自体は、基本的に近世に護摩堂の下で配札権を握っていた関東の普寛講・一心講の指導者たちによる講社結集運動を萌芽とし、のちに下山によって普寛講、一心講などの関東講社を基盤としてなされたと考えてよからう。そのことは、この教団の教紋が、かつて一心講の盛心行者が尾張公から使用を認められた「蔓三つ葵」とされていることによって象徴されているのである。⁽⁵⁹⁾

御嶽教立教の基幹となった普寛講や一心講は、王滝口と密接な関連を持っていたが、こうした講社結集運動に対して、御嶽岩戸神社はどのように関わっていたのであろうか。結論からすると、黒沢口の御嶽神社が児野嘉左衛門と協力して講社結集を働きかけていくのに対して、王滝口の滝家においては、神社が直接主導して講社結集をすること

はなく、寧ろ各教派への協力を通じて参詣者を確保しようとしていたと考えられる。

まず、祠掌の滝岩登は御嶽教の立教運動に際しては、積極的に講の取り纏めに協力するとともに、明治十六年には教団の立教を伝える看板を神社境内に立て、さらに明治十八年には御嶽教より岩登は大講義、息子の亀松は権小講義に任命されている。⁽⁶¹⁾このような御嶽教との密接な関係は、教団の立教の中心を担ったのが、王滝口の主要な信者層であつた関東の普寛講や一心講であつたことから当然といえよう。しかし、その一方で滝家は、明治十六年、神習教の芳村正秉による御嶽大神の東京への分霊に協力し、さらに同年十月十六日には神道修成派へ入社し、自宅の同社中定宿指定を願っている。⁽⁶³⁾以上の動向から考えるに、滝家においては、神社主導で講社結集を行なうよりも、各教派神道教団によって結集された信仰集団を自社に誘導することを志向していたと考えることができるが、それは御嶽教、神道修成派、神習教の各教団が、関東の御嶽講社を基盤として結集されていたことから、各派の間でバランスをとる必要があつたからとも考えられるのである。

ともあれ、王滝口における普寛講や一心講の指導者達による講社結成の動きは、黒沢口を中心とした講社結集をもくろむ今井にとって、ゆるがせにできない事態であつた。

そこで彼は、そうした動きを「御禁制之寄加持・狐下ヶ等も官許ノ旨ヲ以テ横行セシメ、其徒諸州徘徊シ貪財之策ヲ廻ラシ候」として筑摩県に訴え妨害を図っている。さらに御嶽山に対する御嶽岩戸神社と王滝村の勢力を掣肘するため、明治八年九月、今井と御嶽神社祠掌の武居重知は王滝頂上に鎮座する王滝側の奥宮を破壊し、児野嘉衛門、世話人、松本末広講奉納と記した結廻神社（祭神は天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神）を建立するという強行手段に訴えた（「山宮事件」）。この挙に驚いた王滝側は筑摩県に対して訴訟を起こし、黒沢側と全面的に争う姿勢を示した。結局この訴訟のなかばで今井は祠官を罷免され、裁判自体も明治九年三月に、①御嶽岩戸神社山宮は旧位置へ復す②其の並びに江結廻神社を祀る③慶応年間の両村の取り決めに遵守続行すること以示談が成立した。つまり、王滝村は百四十一円の費用を費やし、村の主立ちが総出で訴訟にあたつた結果、奥宮を保持することを得たのである。⁽⁶⁴⁾王滝頂上には今井等が設けた結廻神社自体は残されることになったものの、これについて滝岩登は

右対談書文面なる両神は乃ち御嶽神社^{三岳村}御嶽岩戸神社^{三岳村}にて支社と称するは即ち結廻神社なり、後代子孫必ず爰に注目して誤る勿れ 岩登申置⁽⁶⁵⁾

と記し、王滝頂上の主導権が自社にあることを子孫に強調

している。この訴訟の勝利は、長年争われてきた王滝口の御嶽山に関する関与を、確定させるものであったと言うことができよう。

以上のような情勢を踏まえて、御嶽岩戸神社では、明治十三年、再び社号を御嶽座王神社とすることを願出している。これは、後に掲げる祝詞にもあるように、講中の崇敬者たちが、里宮を奥宮の支社と捉えてしまうことから、御嶽山神を祀る神社としてのありかたを講中に示す必要があったからと考えられる。同時に、明治三年の社号改称の際に一旦却下された「座王」を入れた社号に拘っているのは、あくまで御嶽信仰の主神である座王権現（国常立尊）を祀る神社であることを標榜することで、講中の信仰をひきつけるといふ狙いがあったものといえよう。この社号改称の動きについて、滝岩登は次のように記している。

明治十三年十二月ヲ以奉仕之御嶽岩戸神社之儀御嶽座王神社ト改称致度旨出願相致候処座王ノ称ハ仏名ニ紛敷候付猶佳名ヲ撰可願出旨御附箋下附相成候翌十四年再ヒ前名ニテ慎テ願致候得共終ニ御採用無之依之其翌十五年二月十四日附ヲ以御嶽神社ト改称出願候処三岳村御嶽神社祠官向井容所祠掌武居重知戸長棚山五郎及氏子惣代ヨリ故障出願相成候ニ付両村共ニ兩度郡役所ヘ御呼出有之候而シテ三岳村願意ハ遂ニ採用不相成直

ニ却下相成候即チ吾村改称御指令ハ同年三月七日ヲ以御嶽神社ト改称許可相成候

猶御指令書及書類ハ悉皆修藏有之候後代子孫此許状ハ格別大切ニ可致事

当時

滝家十八代目 岩登誌置

戸長 大家仁左エ門

祠掌 滝岩登

社寺掛 松原慶助

松原弥八

田近清五郎

右之通ニ付同四月五日於里宮大祭執行神冥ニ奉告シ氏子一同祝宴ヲ開キタリ依テ本月末日ヨリ

御嶽神社と改称候事⁽⁹⁶⁾

結局、王滝側が拘った「座王」の号は仏教的であるとの理由から却下されてしまったものの、反面、黒沢口よりの反対を乗り越え、「御嶽神社」と改称することに落ち着いている。「座王」の号は獲得できなかったものの、社名として黒沢の御嶽神社と同等になったことは、御嶽山における王滝口が存在が、黒沢口と対等であると捉えられたであろう。「猶御指令書及書類ハ悉皆修藏有之候後代子孫此許状ハ格別大切ニ可致事」という岩登の子孫に対する申し置

きは、宝暦以来の王滝側の懸案がついに解決した喜びを示して余りある。

明治十五年四月五日、王滝の御嶽岩戸神社では、「御嶽神社」としての社号改称を神に報告するため、盛大な報告祭を斎行し、村の老若挙げて祝宴が張られた。長文であるが当時の祝詞を引用しよう。

……大神達呼御齋奉礼苗大御社波石上古時与利御嶽座王権現刀称閉来里之呼皇御孫命乃大御代乃維新之際旧斗領主礼苗名古屋藩与里大神等乃御名呼改称奉礼刀公達尔依里不取敢此乃里社乃齋地尔基伎天御嶽岩戸神社刀改称奉里之尔遠近國乃真心人波更那里產子共尔至迄今母猶旧伎大御名呼慕比奉里御山乃大社者御嶽座王神社斗思比此里社者御山乃御社乃支社刀心得乃之詣拝仕奉苗者半尔過伎之現状尔抛里村吏氏子惣代波更那里產子共同心尔御御名乎改称奉良牟斗茲尔五年之心乎痛女都々先伎尔諸人能思依苗旧御名尔基伎御嶽座王神社斗改称奉良牟斗出願之尔其附箋尔者

座王ノ称ハ佛名尔紛敷候条猶佳名ヲ撰出ベシ

斯久下渡尔依里再強弓願志母遂尔採用无久止ミ居之乎以弓今新尔願出之願書者

願書一読

斯久願比志尔其許状者

御指令書一読

斗聞濟ミ那里奴斯久成里行久母長野縣乃主能計比刀波云幣 大御神等御恵乃依苗処那里斯久成里行伎之今日与利者吾村里毛弥益尔弥昌栄苗事乎產子共喜比嬉比津々今日乎生日乃足日斗齋定弓老人与利幼子尔至迄詣拝仕奉里大御前尔御酒御饌種々乃物乎備奉里謝礼乃御祭仕奉荒尔那牟故是乎以今日与利後波 御嶽神社斗改米称閉奉苗事乎平久安久聞召給比天產子共者更那里詣集々拝奉遠近乃真心人尔至迄猶毛恩頼乎蒙世給比弓夜守日護尔守給比幸給刀平手打上弓畏々白寿

太陽曆四月五日

太陰曆二月十八日

祠掌 滝岩登

戸長 大家仁左工門

氏子惣代 松原

松原弥八

田近清五郎

紀元二千五百四十二年

明治十五年四月五日⁽⁶⁷⁾

以上の祝詞からは、王滝側は今回も二回に渡り、社名に「座王」を入れることを強く主張していたことが伺われるが、それは達成されなかった。その意味で言うならば御嶽

神社という社号は、第二希望が採用されたものとしてとらえることが出来よう。しかし、この黒沢の御嶽神社と同社名を称することは、王滝が黒沢と対等の登山口であり、御嶽を祀る神社として肩を並べることを公的に認められたことを意味している。黒沢側のクレームを退け、御嶽神社の社名を名乗り得たことは、王滝側にとっては、普寛による王滝口開山以来、営々と続けてきた登山口としての地位の確立と、御嶽山の祭祀に関与する権利の獲得という目的を達成したことにほかならなかった。その意味で言うならば、この祝詞は滝家や王滝村民にとつての喜びの声である以上に、近世以来続いてきた黒沢口と王滝口の係争のピリオドを告げるものであったといえよう。そしてさらに、黒沢口と王滝口の両里宮が並び立ち、教派神道教団に所属した講中を迎えるという、近代の御嶽山の信仰体制の出発を告げるものでもあったのである。

おわりに

以上、近世後期から明治維新时期にかけての御嶽山における、黒沢、王滝両里宮の動向について叙述してきた。近世中期までの両神社の関係は、木曾総社として尾張藩と山村代官によって保護され、その崇敬を受けてきた黒沢里宮に對して、王滝里宮は御嶽山の祭祀に関与することが出来な

いなど、風下に置かれていた。覚明行者による輕精進登山の運動と、普寛による王滝口の開山と御嶽講の結成は、御嶽山を木曾谷にのみ限られた地域的な靈山から、関東や中部、西国の修験や在俗の行者たちに率いられた数多の民衆が信仰する、広域的な信仰圏を拡大させていった。こうした流れを奇貨として、王滝口の滝家と王滝村は、関東講中の勢力を背景にして次第に黒沢の武居家が保持していた山における祭祀権と、御嶽の神号を獲得しようとした。これに對して黒沢の武居家では当初は王滝口の存在自体を認めないなど、既存の山の体制を守ろうとしたものの、講中登山がもたらす利益を無視できず、逆に関東の講中を取り込み、さらに覚明講系の講社が誕生しはじめると、それらを糾合しようとする児野嘉左衛門の運動に積極的に関与するというように、次第に講中の信仰を積極的に黒沢口に導びこうとするようになっていった。また、講中の信仰対象は必ずしも神社の祭神と合致するものではなかったものの、王滝の滝家が発行した神札類からわかるように、寧ろ積極的に講中の求める神札を発行し、そのニーズに応えることが試みられている。以上のことから、幕末期の御嶽山の両登山口では、その信仰と経済的基盤を講中に置く体制が出来上がり、両神社、両村は、それをめぐって綱引きをしていったと言うことができる。即ち、講中登山による神徳の宣

揚と、それによる社頭と地域の振興こそ神社の最重要の課題であったのであり、それをもたすキーポイントとして考えられていたからこそ、「御嶽」の社号の問題と、講中の迫る登山コースが両神社、両村間の争論の焦点とされてきたのである。

明治維新の変革は、神仏分離とともに尾張藩や山村代官、そして東叡山といった、幕末期までに形成されてきた、御嶽信仰を支える権力の瓦解をもたらしたものの、御嶽山内における混乱は、他の修験霊山に比べて少なかったと言える。また、護摩堂を中心とする御嶽講の組織化も東叡山の崩壊をもって頓挫をきたしてしまっただが、神社にとってなによりも重要であったのは、そうした政治的な変革期に、いかに講中を掌握するとともに、山の祭祀権を守る（黒沢）、または伸張（王滝）させるかであった。たしかに両神社は旧藩時代に尾張藩や山村家から得ていた保護を失うこととなったが、旧勢力の互解は、それらから課された制約から解き放たれることも意味している。それゆえ、例えば黒沢口がとった、慶応三年に一旦認められていた王滝里宮による「御嶽」の社号使用に対する度々の故障を申し立てや、今井祠官による王滝頂上奥宮に対する破壊行為、覚明講の指導者である児野嘉左衛門と結んでの講社結集の動きは、旧来の権力の制約から解き放たれた黒沢口が、近世に

失った山に対する権限を取り返そうとする運動として理解される。一方、王滝側は、そうした黒沢よりの故障を凌ぎながら、慶応三年までに獲得することを得た王滝道と王滝頂上に対する権利を守り、関東をはじめとする講中の崇敬を強固にするため、各教派の講社結集運動に対して協力し、あるいは「御嶽座王」の社号を名乗ろうとしたのである。

以上の点から言うならば、御嶽山と御嶽神社における明治維新とは、他の修験一山に見られるような神仏分離や廃仏棄釈が重要な課題であったと言うことは、必ずしもいえないであろう。それよりも山の祭祀権や社号、参拝講社の確保といった、近世以来の課題が引き続き争われていると言う状況からは、寧ろ、近世以来のシステムの崩壊を受けつつ、近世以来の課題をいかに新体制の中でクリアしていくのかということが彼らの重要な課題であったということが出て来よう。

御嶽山をめぐるふたつの神社にとっての明治維新とは、近世以来の宿題を、新しい近代の政治・社会的システムの中で解決するという、再編成の時期であったといえるのである。

注

(一) 島崎藤村『藤村全集 第十二巻』P二百八十二、昭和

四十一年、筑摩書房。

- (2) 島崎藤村『藤村全集 第十一卷』P二百八十、昭和四十一年、筑摩書房。

- (3) 霊山における神仏分離と近代における動向に関する最近の研究成果として、宮家準編『近現代の霊山と杜寺・修験』（國學院大學二十一世紀COEプログラム、平成十八年）がある。

- (4) 例えば大峰山における神仏分離は、山上山下の蔵王堂をはじめとする神道化と、山上講の信仰を背景とした修験側の仏寺への復活の働きかけ問題に、吉野と洞川の山に田する権利関係がからんで展開されている（宮家準『大峰修験道の研究』佼成出版社、昭和六十三年）。また、出羽三山における神仏分離は、単に西川須賀雄宮司によって分離と廃仏毀釈が進められただけではなく、西川は檀那場をもつ山麓修験を取り込むことで一山の神道化を行い、さらに近世を通じて羽黒一山の懸案であった湯殿山の羽黒支配を達成するなど、各山における神仏分離は、単純な仏教的要素を払拭すればよいという問題ではなく、各山各様の事情のもとで展開されたのである（戸川安章『出羽三山修験道の研究』佼成出版、昭和五十一年。後藤越司『出羽三山の神仏分離』岩田書院、平成十一年）。

- (5) 以上については生駒勘七『御嶽の歴史』木曾御嶽本教総本庁、昭和四十一年、及び同『御嶽の信仰と登山の歴史』第一法規出版、昭和六十三年を参照。

- (6) 「四九三 宝暦五年正月 王滝村御嶽山支配願」（長野県『長野県史 近世資料編 第六巻 中信地方』P七五五、

社団法人長野県史刊行会、昭和五十四年）

- (7) 御嶽神社社務所『木曾おんたけと御嶽神社』P二十四、二十六。

- (8) 御嶽普寛神社蔵『普寛行者道中日誌』寛政四年六月六日の記事による。また、この翻刻は中山郁『修験と神道のあいだ―木曾御嶽信仰の近世・近代―』（弘文堂 平成十九年）に所収されている。

- (9) 埼玉県御嶽神社蔵の無題の普寛による託宣記録。

- (10) 前掲『木曾おんたけと御嶽神社』P百八十六。

- (11) 前掲『木曾おんたけと御嶽神社』P百八十六百八十八。

- (12) 生駒前掲『御嶽の歴史』P二百四十四。また、以上の覚明と普寛による御嶽中興開山の状況については生駒前掲『御嶽の歴史』と中山前掲『修験と神道のあいだ―木曾御嶽信仰の近世・近代―』参照。

- (14) 田近清暉監修、深瀬史道著『御嶽山王滝口 信仰史料拝見記』P五十五、平成二十年、御嶽教滋賀大教会。

- (15) 寛政九年、王滝村役人が御嶽講中に対して王滝からではなく黒沢から登山するように申し入れた際、江戸の講元で普寛の開闢登山にも同行した三河屋庄八と上野庄次郎はそれに反駁し「江戸者於江戸ハ黒沢権現ト申事一切存不申一はい女子共ニ至ル迄おたけ権現と信心致さぬ者ハなし夫故王滝口々参ル」と言い放っている。

- (16) 生駒前掲『御嶽の歴史』P二百四十八、二百四十九所収「為取替申証文一札之事（文政元年八月）」抜粋。

- (17) 生駒前掲『御嶽の歴史』P二百五十五。

- (18) 生駒前掲『御嶽の歴史』P二百二十九、二百三十。

- (19) 西海賢二『木曾御嶽本教五十年のあゆみ』木曾御嶽本教、

平成九年。

(20) 柴崎幹「講祖柴崎仙左衛門墓域保存功績顕徳建碑奉賛会々員募集に際して講社信者の各位に懇望す」昭和十二年（一心教会発行のパンフレット。筆者は盛心行者五代の子孫で一心教会長）

(21) 中部地方における覚明講の展開過程については、関敦啓「御嶽講集団の組織形態について―心願講を事例として―」「東海仏教」東海印度学仏教学会、平成十七年。同「中部地域における御嶽講の展開と現状―尾張を中心に―」「山岳修験別冊 日本における山岳信仰と修験道」日本山岳修験学会、平成十九年を参照。

(22) 生駒前掲「御嶽の歴史」P百七十八―百八十五を参照。

(23) 武居若狭「御嶽山大権現」嘉永元年十二月。（筆者所蔵）

(24) 本明院盛心に対する勸戒状と配札の許状は柴崎堆「御嶽教と並木一心霊場の由来」御嶽教一心教会、昭和五十一年、P五十一、五十二に翻刻が掲載されている。また、盛心から真乘院への配札権の一部の譲状も同書P五十三、五十四にある。

(25) 前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P三十七。筆者も調査に同行して実見している。

(26) 前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P三十四に滝家に残されている吉田神道の神鈴の写真、P六十に滝家が出していた「神道大護摩供」の写真が掲載されている。

(27) 前掲「御嶽山王滝口 信仰資料拝見記」P九十八。

(28) 前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P五十五。

(29) 前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P五十六、五十八。

(30) 前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P五十七。

(31) 前掲「木曾おんたけと御嶽神社」P三十、そのときに吉田家から下された祝詞文も掲載されているが、それを入れた箱の写真が前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P三十三に掲載されている。

(32) 岡田善九郎「木曾巡行記」一宮史談会、昭和四十八年。

(33) 前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P四十四、四十五。

(34) 生駒前掲「御嶽の歴史」P二百五十三。王滝村神主滝右京、村役人の松原彦八と宮田和泉（水無神社）証判、武居若狭殿御役人衆中宛。

(35) 前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P九十二―九十四。

(36) 深瀬史道氏は大己貴命、少彦名命が消えた（深瀬、P59）としているが、あるいは講向けの神符とも考えられる。しかし、その意味において、御嶽信仰としては大己貴命、少彦名命は神社祭神ではありながらも、必ずしも御嶽講中の主要な崇敬対象ではなかったと考えることが出来る（前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P五十九、六十）。

(37) 生駒前掲「御嶽の歴史」P二百六十。

(38) 生駒前掲「御嶽の歴史」P二百六十一。

(39) 生駒前掲「御嶽の歴史」P二百六十一。

(40) 埼玉県深谷市、御嶽教一心教会蔵。

(41) 前掲「御嶽山王滝口 信仰史料拝見記」P四十九、五十。

(42) 島崎藤村「藤村全集 第十二巻」P二百八十一―二百八十二、昭和四十一年、筑摩書房。

(43) 生駒前掲『御嶽の歴史』P二百六十二。筆者も本文を実

見している。

(44) 生駒前掲『御嶽の歴史』P二百六十二。

(45) 前掲『御嶽山王滝口 信仰史料拝見記』P七十。

(46) 中山前掲『修験と神道のあいだ―木曾御嶽信仰の近世・

近代―参照。

(47) 生駒前掲『御嶽の歴史』P百八十五。

(48) 埼玉県深谷市、御嶽教一心教会蔵「神拝次第」。

内容は左の通りである。

先向神前 一揖

次着坐 再拝

次身洗條祓 以幣祓

左右左

次上祝詞座

立揖

再拝

拍手二

次祝詞

拍手二

退下 坐立揖

如件

右當杜拜式次第依懇願

令授與仙左衛門福永

明治三庚午年

弥生吉日

東角井從五位 印

(49) 埼玉県深谷市、御嶽教一心教会蔵。

内容は左記の通りである。

柴崎勝之助

神傳禊事教会

頭取肝煎申付候事

但教会大意ニ基キ精々

盡力可致尤勸財ケ間敷

儀ハ一切停止之事

官幣大社

氷川神社

明治十年七月十二日 社務所

(50) 中山前掲『修験と神道のあいだ―木曾御嶽信仰の近世・

近代―参照。

(51) 御嶽神社（黒沢）蔵。この文書は生駒前掲『御嶽の歴史』

P二百七十にも紹介されている。但し、生駒氏は講名を

「誼講」としているが、筆者が写真版にて文面を確認し

たところ「常陸講」であった。

(52) 前掲『長野県史』「七六〇 明治七年七月 筑摩県権令

宛御嶽神社祠官御嶽講社結社教部省許可済につき認可

願」

今井弘『御嶽講社規約』（明治六年）

今井弘『御嶽山神拝詞記 全』

(54) 『木曾御嶽本教会規約』明治十九年及び御嶽神社（黒沢）

蔵の、神道管長稲葉正邦より武居重知宛の木曾御嶽本教

会副教長任命書（明治二十五年）による。なお、本教

会本部は木曾福島に置かれ、規約では「皇国固有ノ本教

ニ基キ奉啓主神ノ神徳ヲ示シ宇内ニ拡メ以テ衆庶ヲ善良

ニ導クヲ旨趣トス（第一条）」神道本局主神ヲ奉祭シ殊

ニ木曾御嶽大神ヲ崇教主神トス(第二条)」とされ、三條の教憲を遵守し、毎日神道祭式に則った神拝を行ない、産土神社には毎月三度、伊勢神宮には「終身一度」参拝し、講では毎月一度は小祭を行うように規定されていた。しかし、そうした神道化の一方で、「御嶽へハ毎年登山スヘシ(廿二條)」「祈禱神占禁厭術ハ本教古傳ノ術ヲ本科トシ講祖遺教ノ術ヲ兼科トス(廿七條)」というように、講で持ち伝えられていた―そして極めて習合的な―行法の伝統と御嶽登山を推奨するというように、今井が創設した当時よりも御嶽講の伝統を信仰を強く打ち出したものであった。

(56) 前掲『長野県史』

渡辺については御嶽教大本庁『御嶽教の歴史』P三十七、御嶽教大本庁、昭和五十四年を参照。柴崎については埼玉県深谷市、御嶽教一心教会が所蔵する、御嶽教から柴崎嘉角にあてられた群馬埼玉両県内御嶽教神教建築勸募取俵委嘱状に「教団創立委員」として記載がある。

(58)

御嶽神社(黒沢)蔵「御嶽本講総管願」(明治十四年)。この書状では、下山応助、今井弘、武居重知の三名が連署し、大成教会教長の平山省齋に御嶽本講の総管を願っている。

(59)

柴崎前掲『御嶽教と並木一心霊場の由来』P六。

(60)

御嶽神社(王滝)蔵「御嶽教特立揭示板」。前掲『御嶽山王滝口 信仰史料拝見記』P五十二に写真が、平山省齋名による揭示の文はP百一に所収。

(61)

前掲『長野県史』

(62)

前掲『長野県史』

(63) 前掲『長野県史』

(64) 以上の事件の推移については、前掲『木曾おんたけと御嶽神社』P三十一―五十三参照。

(65) 前掲『木曾おんたけと御嶽神社』P四十五。

(66) 生駒前掲『御嶽の歴史』P二百六十三。

(67) 御嶽神社(王滝)蔵「祝詞」明治十五年四月五日。筆者実見。また、前掲『御嶽山王滝口 信仰史料拝見記』P六十六にも掲載されている。

本稿の作成にあたっては、御嶽神社(王滝村)の滝和人宮司、王滝村の田近清暉氏に御世話になりました。心より御礼申し上げます。また、執筆に際しては、御嶽教滋賀大教会の岡本康成教会長を中心として結成された御嶽信仰史料調査グループによる調査成果を活用させていただいた。筆者をこの調査に参加させて下さった岡本教会長に心から御礼を申し上げますとともに、本稿は同グループの調査成果にもとづくものであることを付言させて頂きます。そして、同グループの刊行した『普寛堂史料拝見記』『御嶽山王滝口 信仰史料拝見記』の整理と撮影を担当した岡本靖成氏、基成氏、岩田隆海氏、史料の考察と報告書執筆を担当した深瀬央道氏、中部地方における御嶽講の研究者である関敦啓氏に厚く感謝いたします。

(國學院大學研究開発推進機構講師)